

(厚生労働委員会)

社会保険労務士法の一部を改正する法律案（第百八十六回国会衆第四一号）（衆議院提出）（

本院継続審査）要旨

本法律案は、最近における社会保険労務士制度を取り巻く状況の変化に鑑み、厚生労働大臣が指定する団体が行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争の目的の価額の上限を引き上げ、社会保険労務士が裁判所において補佐人となる制度を創設し、及び社員が一人の社会保険労務士法人を設立できることとしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 厚生労働大臣が指定する団体が行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において、特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争の目的の価額の上限を、百二十万円に引き上げる。

二 社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭

し、陳述をすることができる。

三 社会保険労務士法人は、二の事務の委託を受けることができる。

四 社会保険労務士は、社員が一人の社会保険労務士法人の設立をすることができる。

五 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし

し、四は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。